「活動から団員を守る」自然災害時等における安全ガイダンス（改訂版）

令 和 ８ 年 ５ 月
埼玉県スポーツ少年団

埼玉県スポーツ少年団では、様々な自然災害等が発生していることに鑑み、活動中はもちろんのこと活動場所への往復を含めた団員・指導者等の安全確保に考慮した基準を令和２年度に策定した。その後、災害対策基本法が改訂され、加えて様々な基準や表記等も変更になったことから、本県においてもこの度二度目の改定を行うこととした。関係団体においては、この基準をもとに安全な活動の確保につとめていただきたい。

１	地　震	活動を一旦見合わせ安全確保に努める。強い揺れの場合は活動を中止する。
２	台　風	次のような場合活動を中止する。 ・台風が直撃または接近することが予想される場合。 ・暴風警報、大雨警報、洪水警報が発令された場合 ・避難情報警戒レベル３以上の場合。
３	大　雨	次のような場合活動を中止する。 ・大雨警報、洪水警報が発令された場合。 ・避難情報警戒レベル３以上の場合。
４	高　温	猛暑が予想される場合は活動の中止を検討し、活動場所において暑さ指数（ＷＢＧＴ）が３１以上（熱中症予防指標「危険」）の場合は活動を中止する。
５	竜　巻	屋外の活動で竜巻注意情報が発令された場合は活動を見送る。急に暗くなる、冷たい風が吹きだすなどの前兆を感じた場合は、躊躇なく頑丈な建物の中に避難する。
６	雷	屋外の活動で雷注意報が発令された場合は活動を見送る。雷光・雷鳴を確認した場合は、躊躇なく閉鎖空間のある安全な建物や自動車等に避難する。
７	大　雪	大雪が予想される場合は活動の中止を検討し、大雪警報、暴風雪警報が発令された場合は活動を中止する。
８	感染症	団体内に罹患者が出た場合は、国・県などの定めを遵守する。

★活動前・活動中を問わず、ネット情報等を活用して常に気象情報を入手するよう心掛ける。
★各種警報の発令や避難情報警戒レベルが３以上になることが予想される場合は、事前に活動を中止することが望ましい。
★活動中に自然災害が発生した場合は、安全の確保と情報の収集に努める。帰路の安全が確認できた場合は帰宅させる。確認できない場合は現地の安全な場所に留め置く。また、団員等子どもの場合は、途中経路の安全を確認した上で、必要に応じて保護者と連絡をとり引き渡しの対応をとる。
★活動場所、活動規模、災害規模等により諸条件が異なることから、以上の項目は一般的な基準として扱い、最終的な判断は現地における当該関係団体に委ねるものである。また、国・県・市区町村や使用施設等に基準があればそれに従うものとする。